【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（**次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。**）

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	□			**親権者（両親）2名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合
②	□			**親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）
		□	ア	親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□	イ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等
③	□			**未成年後見人□　名分** 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）
④	□			**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分** 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□			**主たる生計維持者1名分（アヌはイのいずれかの□にレ印を付けてください。）**
		□	ア	主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□	イ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□			**生徒本人** 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等

（２）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑦	□	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（**⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、□にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。**）

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年　月　日
□ 生活扶助を受けている	
□ 家計急変事由に該当する	

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年　月　日
□ 生活扶助を受けている	
□ 家計急変事由に該当する	

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には、その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（**日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。**）

都道府県　市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。

都道府県　市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。